

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です。

あなたに知ってほしい 児童虐待のこと

本来子どもを守るべき立場の保護者が不適切な養育を行う「児童虐待」が後を絶ちません。全ての子どもには、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。子どもの安全を脅かしたり、心身の健康を損ねたりすることがないように、地域全体で見守り、心配な様子があればすぐ相談しましょう。

問合せ 市役所こども支援課(☎31-4204)

児童虐待の4つの分類

タイプ① 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、たばこの火を押し付ける、戸外に締め出すなど生命や健康に危険のある行為



タイプ② 心理的虐待

言葉による脅し、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で配偶者への暴力行為を見せることなど、心理的に傷つける行為



タイプ③ ネグレクト(養育の放棄、怠慢)

食事を与えない、乳幼児を家に残したまま外出する、極端に不潔な環境で生活させる、病気やけがをしても適切な処理をしないなど、健康状態や安全を損なう行為



タイプ④ 性的虐待

子どもへの性交や性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為



これって「しつけ」？それとも「虐待」？

しつけとは、子どもに基本的な生活習慣や社会のルールやマナーを教えたり、自立して生きていくために必要なことなどを理解させたりしながら繰り返し教えることです。これは、子どもの発達や理解度に配慮しながら行っていくものであり、暴力などで子どもを脅したり、従わせたりすることではありません。

保護者がしつけのためと考えていても、その行為が子どもの体や心を傷つけるものであり有害ならば、しつけではなく虐待となります。虐待はどのような理由であっても、正当化されるものではありません。

虐待だとは気付いていないことがあります ～ネグレクト(養育の放棄、怠慢)という虐待～

子どもへの虐待と聞くと、叩く、蹴るなどの身体的な虐待を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、例えば、乳幼児を車の中に放置したり、家に残したまま外出したりすることなども、子どもの健康・安全への配慮を怠ることとして児童虐待になります。

「眠っているから」「少しだけ」などと、つい子どものそばを離れてしまいそうになっても、命に関わる危険が潜んでいます。

オレンジリボン運動 ～児童虐待を無くしたい、その気持ちを胸に～

児童虐待防止のシンボルであるオレンジ色のリボンを身に着け、子どもたちへの虐待を無くしたいという思いをみんなで共有し、伝えていく運動です。大切な子どもたちの心を救う活動を広げていきましょう。
※オレンジリボンは、市役所こども支援課、各支所、各行政センター窓口にありますので、ご自由にお持ちください。

オレンジリボン運動公式サイト▶
☎<https://www.orangeribbon.jp/>



子どもや保護者にこんなサインがみられませんでしたか？

孤立し、追い詰められている子どもや保護者はサインを出していることがあります。

●子どもからのサイン

- ◆いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ◆不自然な傷や打撲の跡がある
- ◆衣類や体がいつも汚れている
- ◆表情が乏しい、活気がない
- ◆夜遅くまで1人で遊んでいる など

●保護者からのサイン

- ◆地域などと交流が少なく孤立している
- ◆小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ◆子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ◆子どものけがについて不自然な説明をする など



子ども・保護者からのサインがあり、「もしかして？」と気付くことは、児童虐待の防止や早期発見にとっても重要です。少しでも気になることがあれば、相談窓口にご連絡をお願いします。

市役所こども支援課	☎31-4204
阿寒町行政センター保健福祉課	☎66-2120
音別町行政センター保健福祉課	☎01547-9-5151
釧路こども家庭支援センター	☎32-1150
釧路児童相談所	☎92-3717
児童相談所虐待対応(全国共通ダイヤル)	☎189「いちはやく」